

電話診療での処方のご案内

当院では、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とし、ご希望の方に

電話診療での処方ができる体制をとっております。

電話による医師との会話にて診察を行いますので、診察料がかかります。（保険適応）

通信費や事務手続き等のため、「情報通信機器の運用に関わる実費」として

550 円（消費税込み）がかかります。

「電話診療」での処方の条件

- ・定期的に通院されている方、前回受診から 3 ヶ月以内の方、症状が安定している方、等
- ・原則として定期的に処方している薬のみ（1 ヶ月分を基本とします）

「電話診療」の手続き等

- ・まずはお電話にてお申し込みください。事務職員が説明・受付をさせていただきます。
（☎ 03-3344-3313）

- ・予約をした日程で医師から電話をいたします。

- ・処方に関しては、院内処方の方は当院より佐川急便の着払いでお送り致します。
院外処方の方はご希望の薬局に当院より処方箋を FAX した上で、原本を薬局へ郵送
します。

・次回の外来予約に関しては、当院予約担当から後日連絡します。
医師が電話診察時にお約束をした場合は、後日の連絡はありません。
予約票の発行はありません。

※ご注意

- ・直接診察する外来診療と比べると患者さんのお身体の状態がわかりにくいために、医師の判断により外来受診をしていただくことをお勧めする場合がございます。
- ・当診療サービスは、厚生労働省による新型コロナウイルス感染症対策として認められた時限的なものです。事前のお知らせがなく終了となる場合がありますのでご理解ください。
(『令和2年4月10日 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課 事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」』に基づくものです。)